

資料 6(共通)	令和7年 3 月 21 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

業務継続計画（BCP）の策定について

1 はじめに

令和3年度、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「基準省令」という。）が改正されたことにより、令和4年度から感染症の発生及び蔓延の防止等に関する取組、業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施が義務化され、令和6年3月31日までの間、経過措置（準備期間）とされておりましたが、令和6年度より当該経過措置（準備期間）が終了となり、報酬改定により業務継続未策定減算が適用されました。また、令和6年度の実地指導等においても、必要な措置を行っていない事業所が見受けられたため、改めて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく不利益処分等について、一般的な事項を説明いたします。

2 令和6年度基準省令改正による変更点

（1）業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化 【全サービス】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬が減算されます。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとされます。

《業務継続計画未策定減算 【令和6年度報酬改定に伴う新設】》

以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算となります。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合、令和7年3月31日にまでは減算は適用されない経過措置がとられておりますが、令和7年4月1日以降は減算の対象となりますのでご注意ください。

また、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援における、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等に伴う経過措置も、令和7年3月31日まで（4月から減算適用の対象）となりますのでご注意ください。

※就労選択支援については、令和7年10月施行予定であることから別途通知がなされる予定です。

【減算単位】

①所定単位数の３％を減算

※対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設

②所定単位数の１％を減算

※対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

※令和６年度の報酬改定の内容については、令和６年３月２２日事業者説明会資料を確認下さい。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai/fukushi/06jigyoushasetumeikai.html>

３ 不利益処分について

（１）不利益処分の種類（根拠法条）とその内容

ア 命令（障害者総合支援法第４９条）

条例で定める基準に適合していない等の事実が認められ、是正措置を勧告した後、正当な理由がなくその勧告に係る是正措置をとらなかった場合は、その旨を公表するとともに、当該指定事業者等に対し期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。

事業所が命令にも従わない場合は、指定の取消し、全部効力停止又は一部効力停止のいずれかの処分を行うこととなります。

イ 指定取消（障害者総合支援法第５０条）

不正請求、虚偽の答弁・報告、法律に基づく命令違反等があった場合で、その違反の程度が著しいときは、当該指定障害福祉サービスの指定を取り消すことができます。

なお指定取消処分を受けた場合、指定事業所としてのサービス提供、給付費の代理受領等が行えなくなるほか、当該法人及びその役員等は５年間「欠格事由該当者」となり、他自治体においても新規指定を受けることができなくなります。

ウ 指定の全部効力停止（障害者総合支援法第５０条）

不正請求、虚偽の答弁・報告、法律に基づく命令違反等があった場合、その違反の程度に応じ期間を定めて指定の全部効力停止を行います。全部効力停止処分により、効力停止期間中は、指定事業所としてのサービス提供、給付費の代理受領等が行えなくなります。なお、効力停止期間は、

概ね1月～1年程度です。

エ 指定の一部効力停止（障害者総合支援法第50条）

不正請求、虚偽の答弁・報告、法律に基づく命令違反等があった場合、その違反の程度に応じ、期間を定めて指定の一部効力停止を行います。

なお、効力停止の内容は新規利用者の受入停止が想定され、効力停止期間は概ね1月～1年程度です。

オ 不正利得及び加算金の徴収決定（障害者総合支援法第8条第2項）

指定事業者が、偽りその他不正の行為により自立支援給付費の支給を受けたときは、その支払った額につき返還させるほか、その返還額に100分の40を乗じて得た額（＝40％の加算金）を徴収することができます。

この徴収金は、地方税の滞納処分の例により処分することができ、督促後もなお滞納状態が継続する場合、市は、裁判所の手続によることなく、預金差押え等の強制執行を行うこととなります。

（2）処分による事実上の影響

ア 処分の公表及び周知

本市では、指定取消処分及び全部又は一部の効力停止処分をしたときは、記者発表をするほか、市ホームページにも行政処分情報を掲載し、厚生労働省、他自治体及び市内事業所への周知もあわせて行います。

さらに、指定取消処分をしたときは、処分した旨を公示し、欠格事由該当については厚生労働省及び他自治体に対する情報提供も行います。

また、命令をしたときは、その旨を公示し、市ホームページにも行政処分情報を掲載します。

これらの公表及び周知により、処分を受けた事業者は、社会的な信用を失うなどの大きな事実上の不利益を受けることとなります。

イ 利用者・他事業所への影響

指定取消しや全部効力停止の場合、利用者にとっては、突然事業所が利用できなくなるため、今後もサービスの利用を行うのであれば、移転先を探す必要が生じます。

近隣事業所は、受入れの可否を検討することとなります。

処分を受けた事業所は、利用者及び相談支援事業者への連絡、移転先探しの協力、近隣事業所への依頼等を自ら行う責任があります。

（3）刑罰

その他、虚偽答弁・報告及び不正請求については、刑法、児童福祉法等の罰則規定が適用される可能性があります。